人材開発協会（仮称）　会費規定（案）

１.年会費　　（年度途中に入会した場合は月割とする。ただし、年度途中で退会した場合は、会費を返還しない。）（消費税不課税）

36,000 円（月額 3,000 円）

２.臨時会費

会員は総会において決議した額を臨時会費として徴収することができる

３.出資金

会員又は第三者に対して総会において決議した場合には出資金の拠出を求めることができる

４.寄付金

会員又は第三者に対して総会において決議した場合には寄付金の拠出を求めることができる

５会費の納入方法等

○　会員の会費は当年度分を一括で原則として４月 30 日まで納入しなければならない。なお口座振替をする場合には、毎月振替ることもできることとする。

○　退会の場合には、理由の如何を問わず年度末までの会費を納入するものとする。

○　本規定は平成 28 年 3 月 4 日より制定施行する